公益事業振興補助事業審查·評価委員会委員 各位

財団法人 JKA 理事 笹部 俊雄

平成23年度第1回公益事業振興補助事業審査・評価委員会 の開催について(持ち回り審議)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本財団では、この度の震災による被災者及び被災地域の復興支援に資するため、 新たな補助メニューによる補助事業の募集を検討しております。

ついては、震災対応という本補助事業の緊急性に鑑み、補助事業審査・評価委員会規程第7条第2項の規定に基づき、下記の審議事項について持ち回りにて「平成23年度第1回公益事業振興補助事業審査・評価委員会」を開催いたしたくご案内申し上げます。 敬具

記

1. 審議事項

「平成23年度 東日本大震災復興支援補助 募集要項」(案)の賛否について

2. 議案の内容

・東日本大震災復興支援補助募集要項(案)の審議について(別紙参照)

3. 配布資料

・資料 1:「平成 23 年度 東日本大震災復興支援補助 募集要項」(案)

・資料2:「東日本大震災復興支援補助 審査部会 審査スキーム」(案)

4. 本補助事業の概要

(1) 目的

震災により甚大な被害を受けた被災者や被災地域の為に献身的な支援活動を行っているNPO法人、その他公共的な団体を対象とした新たな補助を行うことにより、被災者の心身のケア及び被災地域の復興に資することを目的とする。

(2) 予算及び補助金上限額

予算総額1億円

300万円以内/1団体(補助率1/1)

※多くの活動を支援するため、同一事業者の複数事業申請は認めないこととします。

(3) 募集期間及び募集方法

平成 23 年 5 月 10 日 (火) 以降、補助金交付決定金額が予算総額に達するまでの間とする。

締め切った際は、本財団「Ring!Ring!プロジェクト」ホームページにおいて告知する。 (要望書類一式は同ホームページからダウンロードし、電子メールに添付して申請)

(4) 審查方法

本財団事務局による簡易審査案件として扱い、採否(案)を審査・評価委員会に諮る ものとする。

※事務局内に災害支援活動に知見のあるよる外部専門家を含む、「東日本大震災復興 支援補助 審査部会」を設置し、審査する。(資料2)

以上

別紙

東日本大震災復興支援補助募集要項(案)の審議について(お願い)

本財団としては、東日本大震災の被災状況の重大さ・深刻さに鑑みれば、被 災地の復旧・復興に対し、貢献しなければならないと考えているところであり、 これは、自転車競技法及び小型自動車競走法の目的にも合致するものと考えて います。

また、今般の震災の被災状況の重大さ・深刻さを考慮すれば、震災復興支援 補助は、真に復興に役立てていただくため、補助率等の基準について、特別の 配慮が必要ではないかと考えています。

他方、昨年の事業仕分けを受け、経済産業省の産業構造審議会での議論を踏まえ、補助事業の審査・評価の見直しを行い、それを踏まえた23年度の補助方針を委員各位にご議論いただき、昨年秋に決定したことも考慮する必要があると考えております。

以上を総合的に勘案した場合、本財団としては、震災支援に向けた補助事業の取組みは、23年度の補助方針の基準を一部超えた形で実施していきたいと考えており、そのためには、本来であれば23年度補助方針の審議手続と同様にご審議いただく必要があると認識しておりましたが、震災支援をできる限り早期に開始する必要があるとの考えから、その緊急性に鑑み、委員長了承のうえ、「東日本大震災復興支援補助募集要項(案)」について持ち回り審議にてお諮りします。

本件の審議については、震災支援の緊急性に鑑み、補助要項案の検討細部にあたっては、現場・実践の視点・ニーズを重視した結果、それに伴う経費等に関し、23年度補助方針との整合性のチェック(一部不整合となる点が生じることが含まれている)の必要性が生じておりますことを申し添え、賛否をお諮りするものであります。

なお、「東日本大震災復興支援補助募集要項(案)」に関し、特に 23 年度補助 方針の整合性について、下記のとおりとなっておりますのでご審議の程、宜し くお願い申し上げます。

記

1 予算関係

(1) 23 年度の補助方針に定めてある地域振興の予算の大枠を活用し、総額 1 億円予算として実施します。

2 補助方針関係

- (1) 地域振興の補助方針に整合されていない主な設定箇所は次のとおりですが、被災地の支援ニーズや復興支援補助の効果を想定すれば、必要な措置と考えております。
 - ・補助率が1/1
 - ・上限金額 300 万円以内
 - 簡易審査
 - 対象経費は活動に直接必要な経費(例示:ガソリン代、事務所借上料)

3 補助事業審査・評価委員会との関係

(1) 少額案件の簡易審査で採択案を策定し、要望する活動に対し時機を逸することが無いよう、採否案の策定から審査・評価委員会への諮問(場合によっては、持ち回り審議も可とする)までの決定プロセスを厳正に行い迅速に対応することを提案しております。これは、主査・副査による審査でなく、補助方針に合致しておりませんが、補助の緊急性に鑑みれば、必要な措置と考えております。

なお、簡易審査は、現地状況を把握している学識経験者等で構成するため、 事務局内に別途「審査部会」を設置します。

(注)

震災に係る応募内容も不特定・未知数であることから、審査内容としても 組織の適正チェックから事業の緊急性・必要性のチェックまで慎重に対処す ることが求められることから、事務局内に部会を設けるものであります。

4 PR関係

(1) 短期間の募集を想定している(NPO団体へのピンポイントによる発信を考えております)ため、通常の新聞広告等は、広く周知していく<u>という昨年の審査・評価の見直し内容に合致しておりませんが、今般の震災支援を効率的・効果的に行っていく観点からは問題ないと考えています。</u>

5 審査関係

(1) 採否案を審査・評価委員会委員に速やかに諮り決定していただく観点から、審査・評価委員会の都度開催ができない場合が生じます(持ち回り審議となります)が、今般の震災支援を効率的・効果的に行っていく観点からは問題ないと考えています。

(注)

審査スキームに関しては、要望内容の査読・審査採点等の効率化を図るため、専用要望書を作成し、審査部会による採択案を作成します。

以上